限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和49年政令第205号）第14条第2項に規定する方法により支払われるものを除く。符号F及び符号Iにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の

限る。）のうち、対象施設に係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び同法附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和63年法律第44号。以下「農用地開発公団法改正法」という。）による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金（旧農用地整備公団法施行令（昭和49年政令第205号）第14条第2項に規定する方法により支払われるものを除く。符号F及び符号Iにおいて同じ。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成13年度以前のものに限る。）のうち、対象施設に係る独立行政法人水資源機構法附則第7条の規定により同法第26条第1項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

E　農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年4月1日以降に事業が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る土地改良法第90条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

F　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年4月1日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成14年度以降のものに限る。）のうち、ダムに係る旧農用地整備公団法第27条第1項及び同法附則第19条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第1項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の